

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

【陳情事項】 一★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★ (1) 介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回 答(長寿課)

第6期事業計画期間中に、介護給付費準備基金の取り崩しによる保険料の引き下げを行っております。

保険料は、所得段階に応じた保険料としており、低所得者の負担軽減に配慮したものとしております。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回 答(長寿課)

保険料の減免については、所得水準に応じた低所得者の負担軽減に配慮したものとしているため、市独自の減免は考えておりません。

利用料は、高額介護サービス費の支給などにより、所得水準に応じて軽減されているため、市独自の減免は考えておりません。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめしてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

回 答(長寿課)

補足給付の資産要件、申請手続き、資産確認等については、国が示す基準に基づき実施しております。

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回 答(長寿課)

愛知県による特別養護老人ホーム入所申込者の調査結果では、尾張旭市の要介護3以上の待機者は平成26年4月時点で22名でした。

その後、特別養護老人ホームで20名分、地域密着型小規模特別養護老人ホームで29名分の整備がされており、待機者はかなりの部分で解消されたと考えております。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

回 答(長寿課)

本市においては、面積などの地理的特性を考慮し、1か所の地域包括支援センターと、4か所の地域相談窓口で対応しております。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

運営にあたっては、支援体制を強化するため平成27年度に直営から委託に変更しております。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

回 答(長寿課)

介護サービスの費用は、厚生労働大臣が定める算定基準により算定しております。

④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

回 答(長寿課)

介護職員の賃金等の処遇改善については、一定の要件に該当する事業所を対象に、介護報酬の算定において介護職員処遇改善加算がされております。

また、介護職員の研修の場として、市町村振興協会の福祉研修事業を活用して、受講料無料の研修を実施する等の支援を行っております。

(3) 総合事業について

①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

回 答(長寿課)

総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握して実施するよう努めてまいります。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

回 答(長寿課)

総合事業については平成29年4月の開始に向けて内容等は検討中ですが、多様なサービスが提供されることは、利用者にとって選択肢が広がることであると考えております。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

回 答(長寿課)

総合事業のサービス利用にあたっては、専門的な視点からの援助を受けながら、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況や置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されることが重要であると考えております。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

回 答(長寿課)

総合事業については平成29年4月の開始に向けて内容等は検討中ですが、現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスを中心に、利用者の選択肢が広がるようなものとなるよう検討を進めてまいります。

②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

回 答(長寿課)

基本チェックリストを利用することで、市や地域包括支援センターに相談に来たかたに対して、要支援認定ではなく、簡易にサービスにつなぐことができるため、利用者にとってメリットがあると考えております。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

回 答(長寿課)

平成29年4月の開始に向けて、陳情事項も参考にしながら今後検討を進めてまいります。

③総事業費の確保と必要な補助（助成）

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

回 答(長寿課)

平成29年4月の開始に向けて、今後検討を進めてまいりますが、市独自の財政支援による上限を超えるサービス提供については、その負担を他の被保険者や納税者に転嫁するものとなるため、慎重な検討が必要であると考えております。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助（助成）を行ってください。

回 答(長寿課)

平成29年4月の開始に向けて、陳情事項も参考にしながら今後検討を進めてまいります。

(4) 高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回 答(長寿課)

一定の条件を満たす一人暮らし高齢者に対して、申請により、必要と認めたかたに、安否確認を含めた清掃、買い物等の訪問介護を提供しております。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

回 答(長寿課)

高齢者の外出を支援するため、80歳以上の高齢者にタクシーの基本料金を助成する「タクシーチケットの交付事業」を行っております。

タクシーの基本料金相当額(500円を限度)分の助成券を年間24枚交付しているほか、市民税非課税世帯で要介護認定を受けているかたには12枚を追加で交付しております。

回 答(都市計画課)

本市の市営バス「あさぴー号」は市民の生活の足として、交通手段を確保することにより、交通空白地域の改善や市民交流の促進を図り、外に出かけたくなるまちづくりを推進するための公共交通施策として運行しております。

幸いなことに、多くのご高齢のかたや障がいをお持ちのかたにも、バスを御利用いただいているおります。今後とも外出支援に貢献できるよう、運行内容の充実に努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

回 答(長寿課)

地域の集会所等でボランティアによる「ミニデイサービス」が開催されており、市では、その活動の支援のため、補助金を交付しております。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

回 答(都市計画課)

介護保険サービスの中の住宅改修費支給制度や(独)住宅金融支援機構による、満60歳以上のかたを対象としたリフォーム融資制度(「高齢者向け返済特別制度」)等があり、この制度の利用のPRを進めてまいりたいと考えておりますが、市が直接、高齢者住宅を公営で整備する考えはありませんので、御理解いただきたいと思います。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(長寿課)

以前は週3回を限度としていた配食サービスを、現在は、状況に応じて週5回までできるようにしており、費用は1食400円としております。

会食方式は、市では直接実施はしていませんが、ボランティア団体の協力を得て、社会福祉協議会、校区社協、自治会、ミニディイなどでは実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回 答(長寿課)

住宅改修費と福祉用具購入費では実施しております。

高額介護サービス費は償還払いしております。

★ (5) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回 答(長寿課)

控除の対象となるかどうかは、国(税務署)の判断となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回 答(長寿課)

障害者控除対象者認定書の交付対象者に対して、認定申請書を個別に送付し、申請の勧奨をしております。

2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回 答(福祉課)

生活保護の相談については、丁寧な対応を心掛け、相談者の申請権の侵害がないよう行っております。申請にあたっては、相談者に申請の意思を確認したうえで申請書をお渡ししております。

また、国の基準に基づき、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めております。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと認められる場合に限られることを徹底してください。

回 答(福祉課)

扶養義務者への対応については、国の定める保護実施要領と愛知県の指導に基づき、適切に行っております。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

回 答(福祉課)

生活保護費と連動する諸施策の基準については、所管する部署と情報共有を図っております。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

回 答(福祉課)

本市は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員の定数を満たす人員を配置しておりますが、さらに、別に雇用した就労支援員及び医療適正化推進員各1名を含む体制で対応をしております。

また、研修には積極的に参加し、知識向上に努めています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

回 答(福祉課)

本市においては、警察官OBの雇用はありません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

回 答(福祉課)

本市においては、直営で「自立相談支援事業」を実施しております。実施にあたっては相談員を2名配置し、適切な施策の紹介と関係部署への引き継ぎ等、相談者の立場にたった対応に努めています。

★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(福祉課)

住宅扶助の基準改定により影響を受けた該当世帯に対し、改定内容、経過措置についての説明を実施しております。また、やむを得ず転居が必要な世帯が生じた場合は、転居先等を当事者と相談しながら適切な対応に努めてまいります。

★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

回 答(福祉課)

全保護世帯への周知は現時点では考えておりません。必要に応じた個別対応を想定しております。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

回 答(福祉課)

必要に応じ対応してまいります。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

回 答(収納課)

地方税滞納整理機構は、滞納整理を行う県と参加市町の職員の集合体であり、機構の名のもとで協働して滞納整理を実施することで滞納額の縮減を図ろうとするものです。

また、愛知県職員の指導のもと、参加市町の職員が滞納整理を推進することで、派遣職員の徴収技術の向上を図ることも期待されますので、滞納整理機構に参加することの意義は非常に大きいものと判断しております。

★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回 答(収納課)

滞納処分を実施する際は、禁止財産を差し押さえることのないようによく確認をして行っております。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

滞納整理機構、市とともに地方税法第15条の適用については、的確に実施しております。

4. 国保の改善について

★①国への財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

問 答(保険医療課)

国の財政支援については、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図ることなどを全国市長会で提言をとりまとめ、関係省庁へ要請しております。

保険税の引き下げについては、財源の確保等が必要であり、そのためにも引き続き国保財政の適正化を進めてまいります。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

問 答(保険医療課)

平成23年度から、条例等減免分については一般会計から繰り入れをしており、今後の減免制度の拡充については、財源の確保も含め、より効果的な施策を今後も研究してまいります。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

問 答(保険医療課)

国民健康保険制度では、加入者の年齢等を考慮せず、一律に均等割の負担を求めており、これに反する不均一な課税は困難であると考えております。また、減免制度については、災害に遭われたかた、病気や失業等で担税力が著しく低下する事情がある場合の救済措置としてとらえており、年齢等の要件に基づく減免の導入については考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

問 答(保険医療課)

生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対する減免は、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、現在のところ考えておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

問 答(保険医療課)

本市では、前年所得が500万円以下で、当年の所得見込みが250万円以下、かつ、前年

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

所得の2分の1以下の世帯に対し減免を実施しており、これ以上の高額所得世帯に対し減免を実施することは、その財源をこれより所得の低い被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、御提案内容の減免については現在のところ考えておりません。

★③保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回 答(保険医療課)

資格証明書は、法令により交付が義務付けられておりますので、法令に従い適切に交付いたしますが、交付の際には、納付できない特別の事情（災害、事業の休廃業、失業等）の有無や納付相談の状況、所得・資産の状況等を勘案して交付するようにしております。なお、18歳未満の子どもがいる世帯には、交付した実績はありません。

短期保険証は、滞納されている方との面談の機会を増やし、滞納解消に向けた納付を促すために交付しております。18歳年度末までの被保険者のいる短期保険証交付世帯に対しては、有効期間満了までに、更新のお知らせの送付や、電話での勧奨を行う等、未更新にならないよう、また、滞納世帯のかたとの面会の機会確保の両立を図っております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

回 答(保険医療課)

滞納者と面談のうえ、医療給付が受けられるようにしております。

ウ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

回 答(保険医療課)

面談において本人から事情をよくお聞きし、収納担当部署と調整したうえで、分納が毎月履行されており、滞納額の減少が確実に見込まれる場合は、通常の保険証に切り替える場合もあります。また、短期保険証を発行する場合は、有効期限が6か月のものを交付しております。

エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(保険医療課)

法令に従い、生活実態に配慮し適正に実施しております。無保険者については、市で把握することはできません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回 答(保険医療課)

現在は、事業の休廃業、失業等により世帯の生活が著しく困難になった世帯で、生活保護基準額の1.3～1.4倍の世帯については「猶予」、1.15～1.3倍の世帯については「5割又は10割の減額」、1.15倍以下の世帯については「免除」する規定(減額、免除の場合は、預貯金による制限あり)となっております。減免の対象を、生活保護基準の1.4倍以下の全ての世帯に拡充することは、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、現在のところ考えておりません。

制度の周知については、納税通知書の同封パンフレット、ホームページ、市の広報誌への掲載、啓発チラシの医師会や関係医療機関への配布、短期保険証の対象者へ同封等を行っております。

5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

回 答(保険医療課)

本市の医療費助成制度は、全国的に見て高い水準にある愛知県内にあっても、県内平均以上の内容を維持しております。

限られた予算の中で事業を行っておりますので、今後制度を維持するためには、事業の取捨選択は必要になってくる場合があると考えております。福祉医療制度が重要であることは十分承知しておりますので、今後も福祉医療制度を維持するために、引き続き検討ていきたいと考えております。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

回 答(保険医療課)

子ども医療費助成の拡充については、これまで多くのご要望があり、最近では本市の子育て支援施策の一つとして、平成23年度からは小学校3年生までを中学校3年生までに、現物給付での医療費無料制度を拡大いたしました。

対象を拡大したことに伴い、子ども医療の医療費助成額は大幅に増加してきていることから、これ以上の負担増となる制度改正は、現時点では本市の財政状況から非常に難しい現状であります。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病氣にも広げてください。

回 答(保険医療課)

本市においては、精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証(精神通院)を所持しているかたを対象として入通院を、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみを所持しているかたを対象として入院を精神以外の病氣等においても市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、現在のところそれ以上の助成等をすることは困難であると考えております

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

回 答(保険医療課)

医療費助成制度等の実施に伴う国庫負担金等の減額措置を廃止することについて、平成27年6月30日付けで全国市長会から国に要望しており、減額分については、一般会計より繰り入れを行っております。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

回 答(こども課)

本市では、ひとり親世帯の生活を支援するため、母子家庭自立支援給付金の給付や母子家庭等日常支援事業の実施、母子・父子自立支援員の配置などの取組みを実施しているところです。

新たな施策については、国の大綱において、ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討を進めることができますので、その状況を注視してまいりたいと考えております。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

回 答(教育行政課)

児童扶養手当の所得制限限度額を参考に、1.25倍の基準を設定しており、現状で見直しは考えておりません。

また、市広報、ホームページを通じ、年度途中でも申請できることの周知を行っております。支給内容の拡充については、現状では考えておりません。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

回 答(給食センター)

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

学校給食の実施に必要な施設や設備に要する経費等は、公費で負担し、食材費相当分は、学校給食を食べている児童又は生徒の保護者が負担するとされています。このことから給食費のうち食材費相当分は、保護者に負担をお願いしております。

また、本市の財政状況からも給食費を無償にすることは難しいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

本市では、給食費の未納により給食を提供しないということはありません。しかしながら、未納を放置することはできませんので、学校と給食センターが協力して給食費の納付を保護者に促しております。

なお、生活困窮者等には就学援助の制度により給食費の全額の補助を行っております。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

回答(こども課)

現在、市内保育園15園のうち公設公営保育園8園で保育を実施しております。

また、認定こども園及び地域型保育事業については、現在のところ実施園はありませんが、地域型保育事業については、市の定める設置基準に従い、施設形態の違いによって受けることができる保育に格差がないように努めてまいります。

⑤児童虐待や“いじめ”的早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

回答(教育行政課・子育て支援室)

児童虐待については、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通し、各関係機関が連携を図り早期発見に努めるとともに、子育て支援室(保健福祉センター3階)に「こども・子育て相談」として家庭児童相談員を配置しております。

“いじめ”については、心の教室相談員を市内小中学校に1人ずつ配置し、児童生徒が悩み等を気軽に話し、いじめの早期発見や解消ができるようにしています。また、専門的な立場から適切な指導・助言を行う心のアドバイザーを市内小中学校及び教育センターに派遣し、相談を行っております。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

回答(こども課)

ひとり親世帯への支援については、母子家庭自立支援給付金の給付等の支援策を実施しているところです。現在のところ、ご要望のような家賃補助を行う考えはありません。

⑦妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(健康課)

平成24年度に妊婦健診に対する県の助成はなくなりましたが、その後も継続して実施しております。

産後の健診については、厳しい財政状況であるため、実施が難しい状況です。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回 答(福祉課)

相談支援専門員から提出される計画書を基に、障がいのあるかたが安心して生活できるよう適切なサービスの支給決定ができるようにしております。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

回 答(福祉課)

移動支援の通学、通所に関する送迎については、主たる介護者が就労又は疾病による場合等若しくは母子・父子家庭である場合は、利用可能となっております。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

回 答(福祉課)

利用者負担は現在、利用サービスと所得に応じた負担上限月額の範囲内で、サービス量に応じた自己負担をお願いしております。また、食費や光熱水費の実費負担について、低所得のかたに配慮した軽減策が講じられております。

なお、本市の財政状況から、全てのかたの利用者負担を無償にすることは難しいと考えております。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

回 答(健康課)

定期予防接種の高齢者インフルエンザ接種の対象には、満60歳以上65歳未満の心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害(身体障害者手帳1級程度)を有するかた及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するかたは含まれております。年々、公費負担による定期予防接種が増加しており、厳しい財政状況下では、全ての障害児者に対する接種費用の補助は難しいと考えております。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

回 答(福祉課)

障害福祉サービス更新時に 65 歳を迎える障害者のかたに、相談支援専門員等と連携して、円滑に介護サービスにつながるようにしております。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

回 答(福祉課)

介護保険が優先となります。ただし、介護保険対象者でヘルパー等の介護サービスだけでは不足するかたについては、適切なプランのもと、介護保険での支給量の2分の1の障害福祉サービス支給決定を行っております。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

回 答(長寿課)

通院時の院内介助は、条件により可能となっております。

入院中は介護保険及び在宅支援によるサービスの利用は認められておりません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回 答(福祉課)

相談等を丁寧に行うために、相談支援専門員数を増やすよう、相談支援従事者研修の受講について、受講資格者に対し働きかけてまいります。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回 答(健康課)

平成 25 年度からHib、小児用肺炎球菌、HPV、また、平成 26 年 10 月 1 日からは、水痘、高齢者肺炎球菌が定期予防接種に追加されております。

公費負担の増加などによる厳しい財政状況の中では、新たな任意予防接種の助成は難しいと考えております。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

回 答(健康課)

高齢者肺炎球菌の任意予防接種の助成額は、平成26年10月1日から、一定年齢のかたの定期予防接種に追加されたことにより、自己負担額は従来の5,000円から2,500円になっており、市民のかたの負担が軽減されるよう実施しております。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

回 答(健康課)

平成25年度に愛知県の緊急措置助成を受け、妊娠を希望している夫婦及び妊婦の夫などを対象とした風疹ワクチン接種の一部助成を実施したことにより、希望する多くのかたが接種されました。

平成26年度以降、妊娠を希望している女性に対する公費での抗体検査を愛知県が導入し、本市では抗体価が低かった場合にワクチン接種の一部助成をしております。将来、生まれてくる子どもと接種対象者自身の健康管理における、一つの手段としての予防接種であるということを御理解いただき、費用の一部負担をお願いしております。

【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

回 答(財政課)

消費税の引上げは、社会保障制度改革と一体のものであり、社会保障の充実と持続性確保という観点等から行われており、税率10%への再引上げについても同様です。そのため、社会保障分野における主たる担い手である市町村においては、社会保障制度の安定化を図るための財源が必要であることから、本件について国に要請する考えはありませんが、引上げ分の消費税収について、引上げの趣旨を踏まえた社会保障への財源化がされるよう、その使途について、引き続き注視してまいります。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

回 答(保険医療課)

マクロ経済スライドは、賃金や物価による年金額の伸びから、現役世代が減少していくことと平均余命が伸びていくことを考えて計算されたスライド調整率を差し引いて年金額を改定する仕組みです。年金制度の長期的な安定、また、今の高齢者世代、将来の世代のバランスをとり、将来世代の年金の受取を確保していくために作られたものであり、これを廃止することを国に要望する考えはありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回 答(長寿課)

現時点においては、意見書・要望書の提出予定はありません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

回 答(保健医療課)

子ども医療費については、全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう、平成27年6月30日付けで全国市長会から国に要望しております。また、医療費助成制度等の実施に伴う国庫負担金等の減額措置を廃止することについても、平成27年6月30日付けで全国市長会から国に要望しております。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

回 答(保健医療課)

機会を捉え、恒久的な制度として継続していくことを要望していきたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

回 答(保健医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。これ以上の拡大の要望を行う考えはありません。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回 答(保健医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。現在はこれ以上の拡大の要望を行う考えはありません。

しかし、本市においては、平成20年4月から市単独で精神障害者に対する医療の助成を加えました。精神障害者保健福祉手帳1、2級と自立支援医療受給者証（精神通院）所持者であれば、通院は、精神科においては自立支援医療を使用した後の自己負担分を、他の診療科においては、自己負担分の全額を助成しております。入院は、同じ手帳所持者であれば、精神科の自己負担分を全額補助しており、他の診療科の入院分も全額助成しております。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。
当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回 答(保険医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。これ以上の拡大の要望を行う考えはありません。

しかし、本市においては、ひとり暮らし非課税者のかたを対象として市単独助成をしております。

(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回 答(保険医療課)

機会を捉え、補助金等の増額、拡充を要望していきたいと考えております。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

回 答(健康課)

今年度から県および医療圏域で地域の状況を調査・把握し、地域医療構想の策定に向けた取り組みが進められているところであり、現在のところ、意見書・要望書を提出する予定はありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

回 答(保険医療課)

近年の急速な高齢化が進展する中においては、広く高齢者に対しても応分の負担と給付の公平を求めております。少子高齢化社会の中では当然のことと考えております。本市では、非課税世帯の一人暮らし高齢者に対し、医療費助成を市単独で行っております。市からの要望を行う考えはありません。

②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

回 答(保険医療課)

生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対する減免は、その財源を他の被保険者の保険料に転嫁せざるを得なくなることから、現在のところ考えておりません。

2015愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

回 答(保険医療課)

申請されていない対象者について、電話又は通知で申請勧奨を行っております。